

夕張市議会だより

2013年5月1日

議会基本条例特集号

議会運営委員会

市議会の役割を明文化

議会基本条例を制定しました



提案理由を説明する高橋市議会議員
(平成25年2月28日第1回臨時市議会)

条例制定にあたって

夕張市議会議員 高橋 一太

市民の皆様には、日頃より市政運営並びに議会活動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

地方議会を取り巻く環境は地方分権の進展により、大きく変化しており市議会の果たすべき役割は今後ますます重要になって参ります。

このような中、夕張市議会としては初となる議会及び議員の責務、活動原則など議会に関する基本的事項を定めた「夕張市議会基本条例」を制定いたしました。

この条例の理念を議会運営に反映させ、市

民に対して積極的な情報の公開と十分な説明を行うことを第一にとらえ様々な広報手段を用い、さらには市民や各種団体との意見交換の場や市民が議会を傍聴する機会を拡大するための夜間議会の開催などについても、引き続き実施いたします。また、常任委員会や特別委員会などにおいて参考人制度や公聴会制度を活用し、市民の声やご意見などを直接議論の場に反映させることなどのほか、市民に対する議会及び議員の責務についてもこの条例に明文化いたしました。

本市は財政再生団体ではありますが、自治体の根幹となる二元代表制の一翼として、議会も市民の皆様と協働していきながら、活力ある地域づくりに取り組んで参ります。

意見交換会を開催します

今後とも、市民の負託に的確にこたえるため、渾身の努力を重ね、これまで以上に開かれた議会づくりを推進して参りますので、ご指導、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

夕張市議会基本条例をご理解いただくため、また次回の国・北海道・夕張市の三者協議に向けた市民の皆様のご意見をお伺いするため、意見交換会を開催します。

日 時 平成25年5月15日(水)

第1回 午後2:00～ 第2回 午後6:30～

場 所 清水沢地区公民館2階

どなたでもご参加いただけます。お気軽にお越し下さい。

夕張市議会基本条例の特徴

より開かれた議会と市民参加を基軸に

- より活発な議員間討議を行うための **議員会議の設置**（第3条）
- 年1回以上の **意見交換会(全市民・世代ごと・各種団体)** の開催
及び **夜間議会の開催**を義務化（第6条）
- 市民の専門的、政策的指揮権を反映させる **参考人制度・公聴会制度**の活用（第6条）
- 本会議において、執行機関に **反問権を付与**（第7条）

議会基本条例制定に向けた各種の取り組み



ゆうばり小学校6年生との意見交換会より

- 一問一答方式の採用（平成19年6月から）
- 世代ごと意見交換会の一環としてのゆうばり小学校6年生との意見交換会（平成23年8月から）
- 夜間議会の実施（平成23年第3回定例会
・平成24年第2回定例会）
- 議会運営委員会による、夕張市議会基本条例制定に関する協議、及び栗山町議会をお招きしての研修会（運営委員会は10回開催・栗山町議会による研修会は平成25年2月8日実施）の開催

議会基本条例アドバイザー

- 元栗山町議会事務局長で、現在公益財団法人 東京財団 研究員の中尾修氏が、夕張市議会の議会基本条例活用・運営に関するアドバイザーに着任くださることとなりました。



夕張市議会事務局
本町4丁目市役所内
電話 52-3172
事務局不在の場合は
市役所代表 52-3131

編集委員

委員長	厚谷 司
副委員長	熊谷 桂子
委員	島田 達彦
委員	小林 尚文
委員	大山 修二

- 平成25年4月1日から、夕張市議会基本条例を施行しました。
- 条例制定の目的などについて本書で特集させていただき、併せて、条例本文も今回折り込みさせていただきました。
- また、条例の内容をよりわかりやすく市民の皆様にお伝えするために、「解説書」も作成しました。
- 解説書は、市役所本庁・南支所及びふれあいサロンに配置させていただく他、市ホームページにも掲載いたしますので、ぜひご覧下さい。